

令和6年9月9日

公益社団法人日本建築家協会 御中

国土交通省 総合政策局
情報政策課 建設経済統計調査室

建築工事届等の様式改正について（周知依頼）

**建築工事届が変わります ～2025年1月以降に着工予定の建築物から～
変更ポイント：用途分類を建築確認申請の用途分類と同一にします**

公益社団法人日本建築家協会におかれましては、日頃より、国土交通行政に対して格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建築主が建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合、建築基準法第15条第1項の規定により、建築主事を經由して都道府県知事にその旨の届出を行うこととされており、建築基準法施行規則によりその様式（建築工事届、建築物除却届）が定められております。

今般、令和7年（2025年）1月1日以降に着工又は除却を行う建築物から届出様式（建築工事届、建築物除却届）の改正を予定しており、令和6年10月1日の公布・施行を予定しております。

主な変更ポイントとしては、建築工事届の用途分類を建築確認申請の用途分類と同一とする変更を行い、建築主が様式を作成する際の負担軽減を図ります。

つきましては、建築工事届の改正に関するチラシを作成しましたので、ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、当該チラシ、建築工事届及び建築物除却届出の様式（令和6年10月1日の公布前のもの）を事前にお送りしますので、貴協会の会員の皆様への周知を行ってくださいますよう、お願い申し上げます。